

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

2 所管事務の調査

資料2 【川崎市火災予防条例の一部改正に係るパブリックコメントの実施について】

～皆様の御意見をお寄せください～

屋内消火栓設備の技術上の基準の見直しについて

消火設備である「屋内消火栓設備」の種類が追加されたため、川崎市火災予防条例（昭和48年条例36号）の一部改正を検討していますので、広く市民の皆様の御意見をお伺いします。

改正案の概要は、区役所、かわさき情報プラザ、ホームページ等で御覧いただけます。

<御意見の募集について>

1 意見募集の期間

平成25年4月3日（水）から平成25年5月2日（木）まで

※ 郵送の場合は、5月2日（木）付けの消印まで有効です。

2 意見提出の方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙（意見書）を用いて、下記まで御意見を提出してください。（その他の形式により、御提出いただいても構いません。）

（1）郵送・持参

〒210-8565 川崎市川崎区南町20番地7 川崎市消防局予防部予防課宛
（消防局7階）

（2）電子メール

川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」のページにアクセスし、画面の案内にしたがって専用フォームを御利用ください。

《注意事項》

- 御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- 記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理されます。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- 電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。

3 問合せ先

川崎市消防局 予防部 予防課

【電話：044（223）2713】

～屋内消火栓設備の技術上の基準の見直しについて～

川崎市火災予防条例の一部改正（案）

1 改正の背景・目的

屋内消火栓設備とは、大規模なデパート、映画館、事務所などの建物に設置され、従業員等の方が初期段階の火災を消火する際に活用する設備です。

屋内消火栓設備には現在、1号消火栓、易操作性1号消火栓及び2号消火栓の3種類の消火栓があります。

1号消火栓は、2人以上での操作が必要であるとともに、消火栓箱からホースを全て取り出さなければ放水することができず、消火するまでに時間がかかるといった課題が指摘されてきました。

そのような中、福祉施設で発生した火災を踏まえ、その操作性の向上が図られ、1号消火栓に比べ消火能力は劣るものの、1人で容易に操作し、速やかに放水できる2号消火栓、1号消火栓と同等の消火能力を有しつつ、1人で容易に操作し、速やかに放水できる易操作性1号消火栓の基準が整備されましたが、これらは付帯設備や設置個数の増加などが必要となるため、あまり普及しませんでした。

このような現状を踏まえ、この度、消防法施行令等が改正され、工場及び倉庫以外の建物に1人で容易に操作して速やかに放水でき、1号消火栓と同等の消火能力を有する新たな屋内消火栓設備の基準が設けられ、設置者の選択肢が拡充されました。

このことから、川崎市火災予防条例（昭和48年条例第36号）で定める屋内消火栓設備の基準においても同様に、この新たな屋内消火栓を設置できるよう同条例の一部を改正するものです（別添資料参照）。

2 改正（案）の概要

新規格の屋内消火栓設備の設置に係る次の基準を追加します。

- （1）水源は、3.2立方メートル以上とすること。
- （2）性能は、2個の屋内消火栓を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において放水圧力が0.17メガパスカル以上で、かつ、放水量が80リットル毎分以上のものとする。

3 施行期日（案）

平成25年10月1日とします。

屋内消火栓設備の種類・比較

種類	設置基準				特徴
	設置間隔	放水圧力	放水量	水源量	
1号消火栓	2.5m以下	0.17MPa以上	130ℓ/分以上	5.2 m ³ 以上	○全ての建物で設置が可能。 ●折りたたみホースを使用するため、2人で操作する必要がある。
(易操作性1号消火栓)					○保形ホースを使用し、1名での操作が可能。 ○全ての建物で設置が可能。 ●既存の1号消火栓より大規模工事が必要。
2号消火栓	1.5m以下	0.25MPa以上	60 ℓ/分以上	2.4 m ³ 以上	○保形ホースを使用し、1名での操作が可能 ●工場及び倉庫には設置不可。 ●1号消火栓より多く設置する必要がある。
新規格の消火栓	2.5m以下	0.17MPa以上	80 ℓ/分以上	3.2 m ³ 以上	○保形ホースを使用し、1名での操作が可能。 ○ポンプの増強、消火栓箱の大型化等をせずに、既設の1号消火栓から改修可能。 ●工場及び倉庫には設置不可。

1号消火栓



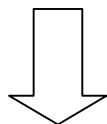
易操作性1号消火栓



2号消火栓



新規格の消火栓



折りたたみホース



保形ホース

意見書			
題名	屋内消火栓設備の技術上の基準の見直しについて		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所 (又は所在地)			
意見の提出日	平成 年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)
政策等に対する意見			
・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。 ・ 記載していただいた個人情報、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。 ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。			
提出先			
部署名	消防局予防部予防課		
電話番号	044-223-2713	FAX番号	044-223-2520
住所	〒210-8565 川崎市川崎区南町20番地7		